

市第 139 号議案

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「108,735平方メートル（うち公の施設107,476平方メートル）」を「115,843平方メートル（うち公の施設114,584平方メートル）」に、  
「42,600平方メートル（うち公の施設42,600平方メートル）」を「42,739平方メートル（うち公の施設42,555平方メートル）」に改める。

附 則

この条例中、第2条の改正規定（横浜市中心卸売市場食肉市場に係る部分に限る。）は公布の日から、同条の改正規定（横浜市中心卸売市場本場に係る部分に限る。）は平成30年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市中心卸売市場本場及び横浜市中心卸売市場食肉市場の面積

市第139号

を変更するため、横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市中央卸売市場業務条例（抜粋）

$$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$$

（市場の名称、位置及び面積）

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名 称	位 置	面 積
横浜市中央卸売 市場本場（以下 「本場」という 。）	横浜市神奈川区	$\frac{115,843 \text{ 平方メートル}}{108,735 \text{ 平方メートル}}$ （うち公の施設 ル（うち公の施設 $\frac{114,584 \text{ 平方メー}}{107,476 \text{ 平方メー}}$ トル） トル）
横浜市中央卸売 市場食肉市場（ 以下「食肉市場 」という。）	横浜市鶴見区	$\frac{42,739 \text{ 平方メートル}}{42,600 \text{ 平方メートル}}$ （うち公の施設 ル（うち公の施設 $\frac{42,555 \text{ 平方メー}}{42,600 \text{ 平方メー}}$ トル） トル）